平成２６年（フ）第５５号
長野県須坂市大字塩川526番地２
債務者　白谷　昭彦
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５６号
長野県須坂市大字塩川526番地２
債務者　白谷　直美
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５７号
長野市大字稲葉2159番地　オークハイツ荒井Ｓ101
債務者　宇都宮清美
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５８号
長野市大字小柴見372番地１　すずらん荘１のＣ
債務者　谷本　弘樹
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５９号
長野県上水内郡信濃町大字柏原2920番地の１
債務者　石川　好郎
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６５号
長野市大字若槻東条546番地３　アーバンハイツ102
債務者　春名　亜紀
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９６号
長野県松本市刈谷原町484番地３
債務者　相澤　尚子（旧姓熊谷）
1　決定年月日時　平成26年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２５号
長野県諏訪郡原村18281番地２
債務者　野澤　　勉
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第３０号
長野県上伊那郡中川村大草4365番地
債務者　上田　和幸
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第３１号
長野県上伊那郡中川村大草4365番地
債務者　上田　朋未
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第６６４号
名古屋市港区津金２丁目14番25号　ニューコーポ東海橋409号
債務者　加藤　　昇
法定代理人成年後見人　加藤　節子
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７２５号
名古屋市守山区本地が丘1102番地　フレックス藤ケ丘602号
債務者　永吉千賀子
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８２号
三重県鈴鹿市安塚町1518番地　ハウスコート安塚105、前住所三重県鈴鹿市西条４丁目62番地　メゾングリーンウッドＢ棟１Ａ
債務者　豊田　吉弘
1　決定年月日時　平成26年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第５９号
福岡県飯塚市明星寺25番地16　市営明星寺住宅３棟314号
債務者　真高真悠美
1　決定年月日時　平成26年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第４０号
佐賀県唐津市江川町639番地
債務者　日池　良憲
1　決定年月日時　平成26年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第１６１号
大分市萩原４丁目15番１号　２階、住民票上の住所大分市三佐３丁目10番26号　コンフォートフラッツＡ201
債務者　松久　禎史
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第８８号
兵庫県明石市大久保町大窪1121番地の３　アルカンシェル104号、前住所神戸市須磨区車字古川1333番地の１　グレーシィ須磨弐番館1120号
債務者　安東留美子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係